

第 173 回 福島県都市計画審議会

年月日 平成 28 年 1 月 14 日 (木)
時間 午前 10 時 00 分～
場所 福島テルサ 3 階
大会議室 あぶくま

(事務局)

それでは、定刻となりましたので、ただいまより第 173 回福島県都市計画審議会を開催いたします。

本日の審議会の開催に当たりまして、委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の木沢と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、事務局より傍聴される方に申し上げます。お配りしました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守しまして、審議会を傍聴されますよう、お願いいたします。

次に、委員の皆様配布しております資料の確認をお願いいたします。

1 番上が次第、次に議案書がございます。それから資料 1 から 3 と続きまして資料 1 は議案第 1994 号、資料 2 が議案第 1995 号、資料 3 が浜通りの都市計画区域マスタープランについて、以上の資料となっております。ご確認いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

次に、審議会の開催に先立ちまして、県議会議員の改選に伴い新たに就任されました委員をご紹介します。なお、新たな委員名簿につきましては、議案書の 7 ページをご覧くださいと思います。

福島県議会議員 勅使河原正之委員が退任され、新たに福島県議会議員 矢吹貢一委員が就任されておりますので、ご紹介させていただきます。

(10 番 矢吹委員)

どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、議事に移らせていただきます。

福島県都市計画審議会会議運営規則第 5 条に基づき、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなっております。以後の議事進行につきまして、山川充

夫会長、よろしくお願いいたします。

(議長)

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。最初に、委員の皆様には、議事録作成の都合等によりまして、慣例上、ご発言の際にまず委員の議席番号、氏名から発言していただくとともに、円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、まず次第をご覧ください。本日は、議案 2 件、報告事項 1 件、その他 1 件を予定しております。

次に、議案書をお開きいただき、1 ページをご覧ください。本日もご審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問がありました 2 件についてでございます。都市計画法第 21 条第 2 項で準用する同法 18 条第 1 項の規定に基づく議案が、議案第 1994 号の会津都市計画区域における「会津都市計画道路の変更について」の 1 件であります。また、建築基準法第 51 条の規定に基づく議案が、議案第 1995 号「特殊建築物の敷地の位置について（檜葉町）」の 1 件であります。

次に、出席委員数をご報告いたします。出席委員は 13 名で、うち代理出席者は 6 名でございます。これは福島県都市計画審議会条例第 7 条第 2 項に定める定足数に達しておりますので、本議案の審議は成立しております。

次に、議事録署名人を定めたいと思います。これは慣例に従い、議長から指名させていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議ないようですので、ご指名申し上げます。1 番の川崎興太委員、8 番の森恭子委員のお二方をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事の審議に入らせていただきます。まず、議案第 1994 号「会津都市計画道路の変更について」、事務局より説明願います

(事務局)

県都市計画課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

議案書の説明に入る前に、スクリーン及びお手元の資料により本案件をご説明したいと思います。座って説明させていただきます。

それでは、資料 1 の 2 ページをお開きください。議案第 1994 号会津都市計画道路の変更についてです。路線は 1・4・1 号会津縦貫北道路が対象となります。

3 ページをお開きください。県では「ふくしま道づくりプラン」において、会

津縦貫道などの基幹的道路、浜通りを中心とするふくしま復興再生道路について、着手時期あるいは完成時期の前倒しを図っております。本日、ご審議いただく会津縦貫北道路については、県土の骨格をなし縦横6本の連携軸のうちの1本として位置付けられており、「産業や観光を支援するみちづくり」を基本方針として整備を進めているところです。

4 ページをご覧ください。会津縦貫道路とは、会津若松市を中心に北道路と南道路に区分されています。会津縦貫北道路は、喜多方市から会津若松市までの約20kmの計画のうち、13.1kmが都市計画決定されており、昨年9月に供用しています。会津縦貫南道路は、会津若松市から南会津町までの約50kmの計画で、下郷町の4工区について工事に着手しております。

今回、「北4-2工区」約3kmの部分について、都市計画道路の変更を行います。

5 ページをご覧ください。こちらは、会津若松市の市街地を上空から見た写真です。上側が北でございます。このピンクに着色されている部分が、会津縦貫北道路として既に都市計画決定されております。下側の南側になりますが、ピンクに着色している部分が、西部幹線でありまして、今回、ご審議いただく会津縦貫北道路の変更部分は、これらの間を結ぶ道路、赤く着色している部分となっております。

6 ページをご覧ください。赤色で示している部分が、会津縦貫北道路の都市計画変更部分で、「ふくしま道づくりプラン」の中でも位置付けられている広域的な規格の高い道路網を形成し、周辺道路の渋滞緩和及び産業や観光を支援するために本案のとおり変更するものでございます。

変更の内容ですが、道路の延伸とそれに伴う終点位置の変更であります。延長を2,020mから4,130mとし、都市計画道路である西部幹線へ接続いたします。また、それに伴い、終点を会津若松市高野町大字中沼字西坂才から会津若松市神指町大字高瀬字高瀬に変更いたします。

7 ページをご覧ください。今回の変更区間の整備により、会津縦貫北道路と会津縦貫南道路が接続され、会津軸が形成されます。東日本大震災では、浜通りの国道6号、そして、中通りの国道4号あるいは東北道が被災・寸断されたため、多くの支援物資は、会津地方の国道118号や国道121号を通り被災地へ運ばれました。会津軸の会津縦貫道が整備されることにより、浜通り軸の常磐道、中通り軸の東北道、これらの縦軸が形成され、自然災害に強く、安定性と速達性が確保され、信頼性の高い道路ネットワークが確立されます。

8 ページをご覧ください。会津縦貫北道路と会津縦貫南道路が接続されることにより、喜多方、会津若松、南会津、これらの移動時間が短縮され、円滑な交流ネットワークが形成され、地域の活性化が期待されます。

現在供用している会津縦貫北道路では、企業が工場を新設・増設し、新たな

雇用を創出しております、また、喜多方市、会津若松市間のスムーズな移動確保によって観光振興を支援しているなどの効果が見られております。今回の変更による効果も期待が高いと考えております。

9 ページをご覧ください。現在の国道 121 号や、国道 49 号等の道路においては、通勤通学時にこのような交通混雑が発生しております。観音前交差点では、最大滞留長 480m、中沢交差点では最大滞留長 580m の渋滞が起こっており、いずれも通過するのに 5 分以上かかっております。

10 ページをご覧ください。今回の変更区間の整備により、市街地部の渋滞緩和が期待されます。右図が、変更しなかった場合の平成 42 年における計画交通量であり、左図が今回整備を行った場合の計画交通量となっております。この区間を見ますと、交通量が約 30%減少しております。このように、今回の変更区間を整備することにより、市街地部を通過せず、本路線を通過する車両が多くなるため渋滞改善効果が見込まれます。

以上で資料の説明を終わります。

続いて議案書を説明します。議案書の 2 ページをお開きください。

議案第 1994 号、会津都市計画道路の変更について、都市計画道路中 1・4・1 号会津縦貫北道路を次のように変更いたします。種別、自動車専用道路、名称、番号、1・4・1 号、路線名、会津縦貫北道路、位置の起点、終点及び区域、延長については、先ほど説明したとおりに変更します。主な経過地につきましては、会津若松市高野町大字中沼字鶴沼を会津若松市高野町大字木流字橋本に変更します。構造形式の内訳ですが、終点の住所を会津若松市高野町大字中沼字沼木から会津若松市神指町大字高瀬字滑田に、嵩上げ式延長を 1,790m から 3,930m、地表式延長を 230m から 200m、幹線街路との平面交差 1 箇所を幹線街路西部幹線と平面交差に変更となります。

3 ページをご覧ください。出入口の記載がありませんでしたが、今回新たに、「なお、会津若松市高野町鶴沼地内に出入口を設ける。会津若松市神指町大字高瀬地内に出入口を設ける。」を追加します。同じく備考ですが、「都市計画道路 3・3・115 号インター北部幹線に接続、終点方向、都市計画道路 3・3・119 号西部幹線道路に接続」を追記します。

4 ページをお開きください。理由につきましては先ほど資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。参考としまして、都市計画案の縦覧及び意見者の提出状況でございますが、平成 27 年 10 月 30 日から 11 月 13 日まで案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。会津若松市、会津美里町からも意見はありませんでした。議案書の説明は以上です。

(議長)

只今の説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

(6番 菅野委員)

石田勝彦委員の代理出席の県警察本部交通規制課菅野と申します。この計画で、会津縦貫北道路、高規格道路の自動車専用道路として供用されてございますが、延長されることに伴いまして、磐越自動車道と交差することになるのですが、この交差部分の計画について確認、教えていただきたいと思えます。

(事務局)

今回の変更に伴いまして、磐越道路の交差につきましては、磐越自動車道の上側を跨ぐようになっています。立体交差です。

(6番 菅野委員)

そうしますと、直接交差はしないということでインターは設けないということで上を跨いで通っていく道路だということによろしいですか。

(事務局)

はい。そうなります。

(6番 菅野委員)

わかりました。

(議長)

それでは、他にご意見もないようですので、議案第 1994 号について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「ご異議なし」と認め、議案第 1994 号「会津都市計画道路の変更について」は、原案のとおり同意するということに決定いたします。

それでは、次の議案に移らせていただきます。議案第 1995 号の「特殊建築物の敷地の位置について（檜葉町）」、事務局より説明願います。

(事務局)

議案第 1995 号についてですが、先ほどと同様、議案書の説明の前に、スクリ

ーン及びお手元の資料にて説明いたします。

はじめに、建築基準法第 51 条ただし書制度、敷地の施設配置や概要については、特定行政庁である福島県建築指導課より説明いたします。その後、議案書について説明いたします。

県建築指導課の渡邊と申します。どうぞよろしく願いいたします。

議案第 1995 号「特殊建築物の敷地の位置について（檜葉町）」について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、建築基準法第 51 条について、ご説明させていただきます。

都市計画におきましては、卸売市場、火葬場などその他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築又は増築してはならないという規定がございます。今回審議いただきますのがただし書きの部分でございまして、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りでないということで、この部分について検討いただきたいと思っております。

今の条文で「その他政令で定める処理施設」とは廃棄物処理法施行令第 7 条に規定する産業廃棄物処理施設をさします。具体的には、廃プラスチック類の破碎施設につきましては、1 日当たりの処理能力が 5t を超えるものと規定されています。今回の計画、実際には廃プラスチック類 155t 程計画しております。次に木くず又はがれき類も 5t を超えるものということになっておりまして、今回の計画では木くず 555t 程、がれき類 903t 程ということで、許可の対象になっています。

4 ページをご覧ください。許可権者であります特定行政庁について説明いたします。特定行政庁といえますのは、建築基準法を執行する機関、建築主事が置かれている自治体の長を指しますが、今回ですと檜葉町さんはその他の市町村ということになってまいりますので、特定行政庁は県になりまして、今回のただし書き許可を執行するという流れになっております。

5 ページをご覧ください。今回のような廃棄物処理施設の設置に伴います手続には 2 つございます。今日ご審議いただきますのは建築基準法第 51 条です。同時並行で廃棄物処理法に基づく許可の申請も審査中でございます。許可の基本方針の、都市計画上の支障の有無、大きく 4 つに分けられます。1 つ目は都市計画マスタープランとの整合、2 つ目は土地利用計画との整合、3 つ目は都市計画施設との整合、4 つ目は市街地開発事業との整合、ということで 4 つにつきまして後ほど説明したいと思っております。これら 2 つの手続きが終わりまして施設の設置ができるということになります。

概要につきまして説明させていただきます。資料の 7 ページをご覧ください。

今回設置を予定している会社の概要です。恵和工業株式会社、会社所在地は仙台市にあります。主な事業としまして、産業廃棄物処理業を行っております。

今回、設置を予定している産業廃棄物中間処理施設の概要です。施設名はケイワ・ゼロ笑みプラント檜葉です。所在地は檜葉町です。後ほどロケーションの説明をいたします。敷地面積は約 7,300 m²ほどです。これから土地の買収予定で、現在は同仁社というクリーニング業の営む会社の工場が立っております。工場建屋の面積は約 3,600 m²でございます。今回の許可対象施設は、まず①は破碎施設で、二軸破碎機、そして②ハンマー式破碎機があります。これらが規定の 5t 以上を超えるということです。

8 ページをご覧ください。敷地の位置図でございます。右側に太平洋がありまして、J ヴィレッジの西側に位置します。国道 6 号と常磐自動車道の間位置します。町道に接する敷地となっております。

9 ページをご覧ください。今ほど申し上げました許可の基本方針（都市計画上の支障の有無）への対応状況を説明します。まず、市町村都市計画マスタープランの整合ということで、具体的な要件としまして檜葉町都市計画マスタープランの内容と著しく乖離しないこと、実際の計画状況は広野・檜葉南工業団地と工業地として位置づけられているので、町のマスタープランとの整合は取れていると判断されます。2 つ目、土地利用計画との整合でございます。具体的には、市街化調整区域には原則として設けないこと、用途地域は原則として住居系を避け工業系とする、地区計画等に整合していること、というように 3 つの要件があります。それらにつきましては、市街化調整区域は指定されておられません。非線引きでございます。適ということになります。用途地域も指定はございません。地区計画もございません。以上 3 つは適合すると判断しております。3 つ目、都市計画施設との整合でございます。道路公園等の都市計画施設に支障を与えないことではありますが、今回の敷地の周辺には、道路、公園、下水道等の施設は計画されていません。最後、市街地開発事業との整合であります。土地区画整理事業などの開発事業は計画されておられません。以上 4 つのポイントにつきまして、総合的に適合していると判断しております。

10 ページをご覧ください。現況を簡単に説明いたします。現在はクリーニング工場が立っています。

11 ページをご覧ください。今回の計画です。建物の配置図でございます。右下のほうから進入しまして、大きな建物がこのような配置になります。

12 ページをご覧ください。今回の許可対象施設と搬入された廃棄物の流れについて表したものです。今回の許可対象施設は②と④になります。2 つが計画されていることによって許可が必要ということになります。大きな流れとしまし

では、①廃棄物受入・粗選別で廃棄物を受け入れ処理施設に送るということです。②の許可対象ですが、大まかに 20 cm位の大きさに破砕する工程です。破砕されたものが送られ、④のハンマー式破砕機で更に小さく 6 mm以下に粉砕するような工程になります。最後に造粒原料化に関しまして、細かく砕いたものを原料とし、色々な材料と混ぜまして造粒物として、後ほど紹介しますが、製品として土木資材に使えるようなものに再生加工するという一連の流れになっております。この②と④の許可対象施設につきまして説明を加えたいと思います。

13 ページをご覧ください。二軸破砕機と言われるものです。刃の付いたシャフトが回転し 20 cm程度に破砕、さらに次の施設で更に小さく 6 mm位にハンマーが回って破砕するということです。

14 ページです。今の 2つの施設の処理能力と対象廃棄物をまとめたものです。それぞれ二軸破砕機、ハンマー式破砕機で、今回法律上の対象となるのは、がれき、木くず、廃プラスチック、これら 3 つが対象になりまして、合計の処理能力が 903 t/日、555 t/日、155 t/日となり許可が必要になってくるわけです。

15 ページをご覧ください。審査と直接は関係ないのですが、廃棄物を造粒物に加工しまして、今、浜通りで盛んに行われております復興事業の原料に活用していく構想であります。また、今のような造粒物以外の活用といたしまして、再利用、再加工して有効に活用していくということもあります。以上で説明を終わります。

次に議案書の説明を行います。

議案書の 5 ページをお開きください。議案第 1995 号特殊建築物の敷地の位置について、本議案は建築基準法第 51 条のただし書きの規定に基づき、次の特殊建築物への敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議するものであります。なお、名称、位置、面積、用途につきましては、先ほどの資料で説明しましたので省略させていただきます。申請理由としましては、当該施設は、産業廃棄物処理施設として廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破砕処理施設を設置するにあたり、1 日あたりの処理能力が 5t を超えることから、建築基準法第 51 条ただし書の許可を得ようとするものです。当該地に区域区分はなく、用途地域も無指定となっております。

以上で説明を終わります。

(議長)

只今の説明について、ご質問ご意見はございませんか。

(3 番 佐藤委員)

4 つ質問させていただきます。1 つは、建物は今あるクリーニング工場利用す

るということで、建物を壊して新たに建てるということではないのですかというのが1つ目。2つ目は、搬出入するトラックですがこの敷地内で洗浄することはあるのですか。3つ目は、がれきは主にどの地域から搬入されることが多いのか。4つ目は車両放射線モニターがあるのですが、行きでモニタリング確認して積載を下ろした後、またモニタリングするということがよろしいのですか。

(議長)

はい、事務局。4点ありました。

(事務局)

まず1点目、既存の同仁社のクリーニング工場ですが、当該建物は解体した後新築して処理業を営むようになります。2点目ですが、搬入するトラックの洗浄は行わない予定になっております。3点目ですが、がれきの発生場所は主に檜葉町における処理施設になるものですから、相双といわき地区の廃棄物の受け入れが計画されているものです。4点目ですが、放射線モニターにつきましては搬入される廃棄物の放射線の測定になるものですから、搬入した際のみの計測になります。以上でございます。

(議長)

はい。よろしいですか。

(13番 原田委員)

13番川瀧博之の代理の郡山国道事務所 原田でございます。1点でございますが、今回の処理施設の搬入する車両が一日あたりどのくらいになるのかということと、それに伴って交通処理の問題が生じないのかということですが、できれば国道6号との交差点の交差処理は問題ないのかどうか、確認したいと思っております。

(議長)

はい、事務局。

(事務局)

搬入する車両の1日の台数ですが、当該施設等の能力等を考えますと1日10台を予定しております。平成22年国土交通省の交通量調査との比較を行っておりまして、それと比較しますと、大体既存の大型車の1%の交通量増になってお

ります。道路交通における大きな影響はないものと考えております。以上でございます。

(議長)

はい。よろしいですか。その他いかがでしょうか。

では、私のほうから何点か。1点目は檜葉町ということで帰還もあると思うのですが、この周辺にはどのくらいの方々が住まれているのでしょうか。

(事務局)

当該地域におきましては工業地域になりますので、半径400mには基本的に住んでいない地域になっていますので、影響はないと考えています。

(議長)

2つ目。破碎機、ハンマー式となっていますが、かなり騒音が出ると、もちろん建屋の中なのでカバーできると思いますが、400mのところでは騒音がどのくらいのものになるのか。例えば、そこに住んでいる人がいたときに、無理のない騒音なのか。そのあたり。

(事務局)

今回の処理施設の建設に当たりまして、生活環境影響調査を行っております。その中におきまして、騒音は敷地境界の予測結果が45～60dBという値になっております。福島県で定めております、福島県生活環境の保全等に関する条例の規制基準がありますが、基準値以下になっております。敷地境界でその数値以下になっておりますので、それ以上離れた方への影響はないと考えます。

(議長)

3点目ですが、資料2の最後のページのところに造粒物の製造工程と書いてありますが、今回対象になるがれき類と石炭灰とありますが、ここでは石炭灰は使うのですか。

(事務局)

造粒物を生成する中で、がれきの他に石炭灰をまぜて、造粒物を製造する計画になっております。

(議長)

そうすると、この石炭灰はどこからもってくるのですか。おそらく常磐共同

火力とかからなのかなと、想像がつくのですが。

(事務局)

今日は事業者の恵和興業さんが来ていますので、恵和興業さんから回答していただいてもよろしいですか。

(恵和興業)

恵和興業と申します。よろしくお願いいいたします。原町火力さんと少しお付き合いがあるので、そのあたりから想定しております。契約に基づいた話ではありませんので、その辺を想定しているということで回答とさせていただきます。と思います。

(議長)

この石炭灰は量的には何対何になるのでしょうか。

(恵和興業)

必ずしも石炭灰を使うということではなく、処理能力の中で最大で多くても100t程度だと思います。

(議長)

はい。

(恵和興業)

造粒をするにあたりまして、石炭灰を入れなければいけないというのはなくて、廃棄物処理の法律上の許可申請で燃え殻や、ばいじんを種類として申請しているものですから、その中に石炭灰が含まれているということでございまして、造粒には全く関係ないものでございます。

(議長)

はい。他は。

(3番 佐藤委員)

業者さんがいらしてるということなので、先ほど山川議長から、騒音の話が出たと思うのですが、操業時間は土日を休まれたりするの、朝何時から夜何時まで稼働するのか。近隣はいないかもしれないですけど、他の工場も立地はされていると思うので、そういった環境の面で教えていただけたらと思います。

(議長)

まず、事務局で答えられるのであれば、事務局が教えてください。

(事務局)

恵和興業さんで答えていただきたいと思います。

(恵和興業)

基本的には日曜日はお休みでございます。許可をいただく時間がありまして、それは朝の7時から夜の7時になっております。

(議長)

よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。はい。どうぞ。

(7番 根本委員)

7番の根本友子でございます。相双といわき地区から搬入されるということでしたが、入れるところからだと思うので、帰還困難区域からはないと思うのですが、放射能測定機があると言っていました。恵和興業は放射能の測定をされて、どこまでを破砕されるのか。放射能のレベルですね。そのところをお聞きしたいのが1点と、もし高い場合にそれは戻されるのかお聞きしたい。

(議長)

まず、事務局で答えられるのであれば。

(事務局)

はい。回答します。受け入れる廃棄物の放射線に関することですが、放射線モニターで測定しまして、 $0.3\mu\text{Sv/h}$ 以下のもののみ受け入れる計画にしています。それ以上の数値が出た場合は受け入れず、返却、持ち帰りの計画をしています。

(議長)

持ち帰るということですね。

(7番 根本委員)

戻されるってことですが、戻すことはできるのでしょうか。

(議長)

事務局なにか説明ありますか。

(事務局)

基本的に処理の基準についてはそれぞれの処理施設で決めています。そこで処理ができないということであれば、他の処理施設で処理してもらいます。単位は変わりますが、基本的に8,000Bq/kg以下については国が処理しないで一般的な処理をするということになりますので、他の処理施設を探して処分していただくようになります。

(7番 根本委員)

私は大熊町に住んでいたものですから、その辺が非常に気になりまして、その辺が決まってないのに、処理して大丈夫なのか疑問に思います。

(議長)

もちろんこれは、運び込む前に調べはしますか。

(事務局)

荷物を下ろす前にトラックに乗せたまま測定します。そこで万が一、数値が大きい場合は係の方が個別に計測して、受け入れの可否の判断をすることになっています。

(議長)

質問されている主旨は、線量が高い場合持って帰るというけど、どこに持って帰るのか、そのところが心配だということだと思います。そういうことは最初に運び込む前にトラックの業者が測定した上で持ってくるということを想定しているのですか。

(事務局)

基準を恵和興業さんでアナウンスしていて、運び込む業者があらかじめ0.3 μ Sv/h以下のものしか受け入れないと分かった上で搬入されるので、最初から放射線量が高い廃棄物を持ってくることは想定されません。あまり分からずに持ってきた線量が高いものについては、受け付けないと説明し、理解してただいて持って帰ってもらうことを納得してもらう。そういった状況になるのかと思います。

(議長)

運び込む前に測定した上でトラックに積み込んでもらわないと、基準でだめだと言われた時にどこに持っていくのか困ってしまう。こういうご意見だったと思います。積み込む前に測定をしたものを積み込むということであれば、ほとんど受け入れるときに基準値を上回ることはないだろうと想定はできますが、事前にトラックに積み込む前のところできちんとしておかないと、委員が心配されるようなことが生じるのではないかと。このところのスキームをどうするのかが必要なことではないか、というご指摘です。

恵和興業さんとしては受け入れないということで明確なんだろうけど、その前が必要ではないか。

(事務局)

産業廃棄物課小池と申します。よろしくお願いいいたします。廃棄物処理法上での廃棄物処理を委託する際に、まず排出事業者が処理業者と契約をしていたら、その時点でその廃棄物がどういった廃棄物なのか、最近話題になっている放射性物質に関しても、どの程度なのか情報を適切に排出事業者が処理業者に提供していただいて、その上で処理業者が受け入れ可能だというものについて処理の契約をしていただく。その段階で、ある程度恵和さんで受け入れが可能だろうというものが選別されるのだらうと思います。その上でなおかつ、実際に廃棄物が持ち込まれた段階でも、念のために放射線モニターで合っているのかどうか確認をするという中身になっておりますので、基本的には、最初の契約を結ぶ段階の中で、受け入れが可能かどうか判断されると思います。

(議長)

このような説明ですが、よろしいですか。

(7番 根本委員)

わかりました。その辺をきちんとやっていただきたいと思います。

(1番 川崎委員)

1番の川崎です。こういった産業廃棄物の処理施設については、現状でこれ以外にこの相双周辺、あるいは、いわきにおいて現在稼働しているところがあるのかどうなのか、あるとすればいくつくらいあるのか、そしてどういった運用がされているのか、運用の問題が出てくると思うのですが、どういったことで処理されているのか、ご存じであれば伺いたいと思います。

(議長)

現在他の地で稼働中のところを紹介していただきたい。

(事務局)

相双振興局の犬飼と申します。現在稼働中の産業廃棄物処理施設につきましては、相双管内で数箇所ありまして、南相馬市内、相馬市内、いわき市内等がれきに破砕施設の稼働がされておりまして、実際の運用ですけど、破砕した後の製品として搬出する場合に受け入れ先、利用先でも放射性物質濃度ですとか放射線量を確認して、実際の工事現場で利用する必要がありますので、そういった関係から廃棄物処理業者でも自主的に、法的なものではなくて自主的な受け入れ基準としまして $0.5 \mu\text{Sv/h}$ ですとか $0.3 \mu\text{Sv/h}$ 、こういった基準で自主的な受け入れ基準を設けて、それを確認して受け入れるといったことが現状になっております。

(議長)

よろしいですか。他いかがでしょう。

それでは、他にご意見もないようですので、議案第 1995 号について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「ご異議なし」と認め、議案第 1995 号の「特殊建築物の敷地の位置について(檜葉町)」は、都市計画上の位置について支障なしといたします。

(議長)

次に、次第の 3 番、報告事項に移ります。第 172 回福島県都市計画審議会に付議された案件について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

議案書 6 ページをお開きください。第 172 回福島県都市計画審議会に付議された案件は、次の通り告示及び公告されました。議案第 1993 号、議案名、富岡都市計画道路の変更について、告示年月日、平成 27 年 8 月 14 日、告示番号、福島県告示第 584 号でございます。以上で報告を終わります。

(議長)

ただいまの報告に関して、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、ご意見も無いようですので、次に次第の4番その他、(1)その他の浜通りの都市計画区域マスタープランについて、事務局より説明願います。

(事務局)

それでは、資料3により浜通りの都市計画区域マスタープランについて報告いたします。

資料2ページをご覧ください。浜通りとありますが、双葉郡を除いた都市計画区域マスタープランの見直しとなります。これまでの経過と今後のスケジュールですが、第7回の小委員会を平成27年2月10日に開催いたしました。ここでは都市計画基礎踏査の結果等について意見交換を行い、浜通り独自の基本方針について検討していただきました。次に、第8回の小委員会を平成27年3月18日に開催し、議論を深めてまいりました。第9回の小委員会を平成27年5月24日に開催しております。ここで浜通り独自の都市づくり基本方針の4本目の柱としまして「安全で安心な暮らしを支え、人と人をつなぎ復興リードする都市づくり」を決定しました。1月5日に第10回の小委員会を開催しました。その内容について報告いたします。

3ページをお開きください。平成27年8月3日開催の第172回都市計画審議会での意見でございます。主な意見としまして、「まちの復興と一緒に取組みたいと思っている住民の意向を聞くような場を作っていく必要がある。」等の意見がございました。

4ページでございます。これらの意見に対しましては、「地域に居住している方々を対象としたアンケート調査を実施し、各地域の意向把握とプラン見直しへの反映に努める」と回答しております。

5ページをご覧ください。1月5日に開催しました第10回小委員会の内容になります。前回の都市計画審議会の意見等を踏まえ、住民懇談会とアンケート調査の実施方法及び内容について意見をいただきました。

6ページをご覧ください。住民懇談会は、震災等の影響の変化、今後の都市の将来像等について、地域の方々の意向を把握し、区域マスタープランに反映させるために実施します。今年度の懇談会は、2月上旬の開催を予定しており、震災による影響や変化をきめ細かく把握するため、相双北・いわきについて各2地区に区分し、それぞれ相馬市、いわき市で開催いたします。

7ページをお開きください。アンケート調査は、幅広い世代の住民に対し、居住地域の満足度や東日本大震災前後での都市の将来像に関する意識の変化を調査し、その結果を都市計画区域マスタープランに反映するために行います。今回の調査は震災による意向の変化、具体的には震災等の影響の大小による意向の違いを捉えるため、住民意向の変化を直接的に問う設問を設定いたします。

調査方法としましては、直接配布を行い、郵送で回収を考えております。

8 ページをご覧ください。第 10 回小委員会での討議内容になります。住民懇談会の実施等に当たっては、「様々な意見を漏れがないように吸い上げられるように留意すること」、「女性の参画や年齢構成への留意が必要」等の意見がありました。アンケート調査に当たっては、「地域全体のことを考えた意見が欲しいという狙いを示すこと」、「震災後の状況を踏まえた選択肢を追加することが必要」等の意見がありました。これらを踏まえ、今後、懇談会及びアンケート調査を進めてまいります。

9 ページをご覧ください。最後に今後の進め方について説明いたします。今年度は、アンケート調査及び住民懇談会を実施して参ります。また、区域区分の見直し、都市計画区域の再編・拡大については方針を固めていく予定であります。来年度には、住民懇談会を 2 回開催し、パブリックコメント及び公聴会、区域区分と都市計画区域の再編・拡大の検討を進め、平成 29 年度には都市計画決定を行う予定です。

以上で報告を終わります。

(議長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に関して、ご質問等ございますでしょうか。

(3 番 佐藤委員)

佐藤玲子です。この都市計画審議会に今日は代理の方がいらしてはいますが、以前に市長さんがいらした時に、どうしてこの都市計画審議会に障がい者の方がいないのですかね、ということをおっしゃったのが非常に印象に残っております。この住民懇談会も構成や女性の参画や年齢構成の留意が必要とありますが、できれば障がい者団体の方とかの視点も入れていただければと思いました。

(議長)

はい、どうぞ事務局。

(事務局)

直接、障がい者の方ということではないのですが、福祉協議会等にお声掛けをしております。

(議長)

なお小委員会でも、住民懇談会のメンバーの最初の案は男性ばかり想定され

たということで、女性比率を高めるように意見が強く出された。事務局で受け取って、そうなるような段取りになっているということを聞いています。

他、いかがでしょう。

(1 番 川崎委員)

1 番の川崎です。アンケート調査を、2,200 名程度実施するということですが、対象者はどのように抽出されたのでしょうか。

(事務局)

対象者につきましては、平成 21 年度の時に調査をしております、その中で中学生とその両親、あとは行政区長、市のモニターをやられている方、若い世代 20 代、30 代、まちづくりの活動に参画している方、今回、新たに災害公営住宅にお住まいの方、それで 2,200 名程度を予定しております。

(1 番 川崎委員)

最終的には区域マスということで、アンケートの調査結果がどのように活かされるのかが問題。避難者がたくさんいらっしゃる中で、住民票を置いている方が対象なのか、お住まいになられている方が配布の対象なのか。

(事務局)

今回のアンケートにつきましては、いわきならいわきに住んでいる方、相双北というのは新地町から南相馬市までですが、そこに住んでいる方にアンケートをお願いしています。

(議長)

住民票とは直接つながらない。現にそこに住んでいる方ですね。

他、いかがでしょうか。

それでは、ご意見がないということですので、事務局および小委員会の中で詰めていくこととなります。本日の審議事項は、以上でございます。終始慎重にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

(事務局)

大変熱心なご審議をありがとうございました。以上をもちまして、第 173 回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(開催時間 1 時間 6 分)